

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><b>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</b></p> <p>VI-3-3-5 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の租税特別措置法第83条の3第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の6第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>a. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産(租税特別措置法第83条の3第1項に定める特定不動産をいう。以下同じ。)の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合(以下「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p>	<p><b>VI. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）</b></p> <p>VI-3-3-5 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の租税特別措置法第83条の2第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、信託会社等が租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用を受けることができる日は、特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。</p> <p>また、申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を確認するため、別紙様式VI-13の2により作成された行政書士の証明書の添付を求めるものとする。</p> <p>(注) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a. 建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること。</p> <p>b. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産(租税特別措置法第83条の2第2項第1号に定める特定不動産をいう。)の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合(以下この(1)において「特定不動産の割合」という。)を百分の七十五以上とする旨の記</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p><u>b・c.</u> (略)</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の地方税法附則第11条第12項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第12項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 イ・ロ. (略)</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 投資法人の租税特別措置法第83条の3第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の6第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 イ. (略) ロ. 当該申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p>	<p>載があること。 <u>c・d.</u> (略)</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行 信託会社等の地方税法附則第11条第8項に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第9項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 イ・ロ. (略)</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行 投資法人の租税特別措置法第83条の2第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。 なお、投資法人が租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用を受けることができる日は、特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。 イ. (略) ロ. 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された売買契約締結日及び不動産の取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。 また、申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合を確認するため、別紙様式VI-13の2により作成された行政書士の証明書の添付を求めるものとする。 <u>(注) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2第3項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</u></p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(新設)</p> <p>a. <u>規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</u></p> <p>b～d. (略)</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行                  投資法人の地方税法附則第11条第13項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第14項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。                  イ・ロ. (略)</p>	<p>a. <u>建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積の割合の記載があること。</u></p> <p>b. <u>規約に資産運用の方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の2第3項第1号に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下この（2）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</u></p> <p>c～e. (略)</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行                  投資法人の地方税法附則第11条第9項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行令附則第7条第11項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。                  イ・ロ. (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(別紙様式VI-13) (投資信託) (国税) (日本工業規格A4)</p>	<p>(別紙様式VI-13) (投資信託) (登録免許税) (日本工業規格A4)</p>
<p style="text-align: right;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第83条の3第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の6第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</u></p> <p>添付書類：投資信託約款 (写)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>：不動産売買契約書 (写) 等 (当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</li> <li>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</li> <li>：運用報告書 (直近期)</li> <li>：租税特別措置法第83条の3第2項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書 (直近の証明書) 及びその他の資産の価格の状況 (別紙様式VI-14により作成のうえ添付すること。)</li> </ul>	<p style="text-align: right;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商 号 (会社名) 取締役 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第83条の2第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</u></p> <p>添付書類：投資信託約款 (写)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>：不動産売買契約書 (写) 等 (当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</li> <li>：<u>別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積を証する書面 (別紙様式VI-13の2により作成されたものに限る。)</u></li> <li>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</li> <li>：運用報告書 (直近期)</li> <li>：租税特別措置法第83条の2第2項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書 (<u>又は直近の証明書</u>) 及びその他の資産の価格の状況 (別紙様式VI-14により作成のうえ添付すること。)</li> </ul>
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、<u>租税特別措置法 (以下「法」という。) 第83条の3第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</u></p> <p>なお、当該投資信託は、同項第1号ロに規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託であり、<u>当該投資信託に係る同条第11項に規定する投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている。</u></p> <p>2. 当該不動産の取得は、<u>法第83条の3第2項に規定する投資信託約款に従ったもので</u></p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、<u>租税特別措置法 (以下「法」という。) 第83条の2第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</u></p> <p>なお、当該投資信託は、同項第1号ロに規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。<u>(当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。)</u></p> <p>2. 当該不動産の取得は、<u>法第83条の2第2項に規定する投資信託約款に従ったもので</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新																																				
<p>あり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>(新設)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 金融庁長官 ○○ ○○</p>	<p>あり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p>(2) 同号ロに該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第2項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、 分の である。 (別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合に限り記載するものとし、倉庫と記載のない場合にあっては、4を記載しないものとする。)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 金融庁長官 ○○ ○○</p>																																				
(別紙)	(別紙)																																				
<p>[不動産の表示]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>土地の所在</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>地積</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>㎡</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>土地の所在</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>地積</th> <th>床面積</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>㎡</td> </tr> </table> <p>(注) 表示の内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。</p>	土地の所在	地番	地目	地積				㎡	土地の所在	地番	地目	地積	床面積					㎡	<p>[不動産の表示]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>土地の所在</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>地積</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>㎡</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>建物の所在</th> <th>家屋番号</th> <th>種類</th> <th>構造</th> <th>床面積</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>㎡</td> </tr> </table> <p>(注) 表示の内容については、いずれも登記記録に記録されている事項に合わせて記載する。</p>	土地の所在	地番	地目	地積				㎡	建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積					㎡
土地の所在	地番	地目	地積																																		
			㎡																																		
土地の所在	地番	地目	地積	床面積																																	
				㎡																																	
土地の所在	地番	地目	地積																																		
			㎡																																		
建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積																																	
				㎡																																	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新																				
(新設)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>(別紙様式VI-13の2)</span> <span>(日本工業規格A4)</span> </div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</div> <p>金融庁長官（又は〇〇財務（支）局長） 殿 面積表</p> <p>下記の不動産の表示欄に記載の建物について、現地調査の結果、種類ごとの床面積は、以下のとおりであることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○不動産の表示</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">建物の所在</th> <th style="width:25%;">家屋番号</th> <th style="width:25%;">種類</th> <th style="width:25%;">構造</th> <th style="width:20%;">床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) 表示の内容については、いずれも登記記録に記載されている事項に合わせて記載する。</p> <p>○種類ごとの床面積</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width:60%;"> </th> <th style="width:20%;">種</th> <th style="width:20%;">類</th> <th rowspan="2" style="width:10%;">計</th> </tr> <tr> <th>倉</th> <th>庫以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">㎡…①</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> <td style="text-align: right;">㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>○床面積の割合 (固定資産評価額がある場合) 固定資産評価証明書に記載の家屋の床面積 : ㎡…② (固定資産評価額がない場合) 建物登記記録に記載の床面積の合計 : ㎡…②'</p> <p>当該建物における倉庫の部分が占める床面積の割合 (=①/②[②'] )=③) : / 当該建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合 (= 1 - ③) : /</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                 行政書士の登録番号 :                  住 所 :                  電話番号 :                  氏 名 :             </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">印</div>	建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積					㎡		種	類	計	倉	庫以外	合計	㎡…①	㎡	㎡
建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積																	
				㎡																	
	種	類	計																		
	倉	庫以外																			
合計	㎡…①	㎡	㎡																		

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(別紙様式VI-15) (投資信託) (地方税) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商号(会社名) 取締役 (氏名) 印</p> <p>申請者が____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第12項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第12項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款(写) ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書(直近期) ：地方税法施行令附則第7条第12項第4号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-14により作成のうえ添付すること。)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条第12項第1号及び第3号に掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。          なお、当該投資信託は、同項第2号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託であり、当該投資信託に係る同条第11項に規定する投資信託委託業者が宅地建物取引業法第50条の2第1項の認可を受けている。</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第12項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。          (1) 同号イに該当する割合 100分の</p>	<p>(別紙様式VI-15) (投資信託) (不動産取得税) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">証明申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 商号(会社名) 取締役 (氏名) 印</p> <p>申請者が____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第8項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第9項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款(写) ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：運用報告書(直近期) ：地方税法施行令附則第7条第9項第4号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-14により作成のうえ添付すること。)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条第9項第1号及び第3号に掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。          なお、当該投資信託は、同項第2号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。(当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。)</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第9項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。          (1) 同号イに該当する割合 100分の</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新																																				
<p>(2) 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○ ○○</p>	<p>(2) 同号口に該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 ○○ ○○</p>																																				
(別 紙)	(別 紙)																																				
<p>[不動産の表示]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">土地の所在</td> <td style="width: 25%;">地 番</td> <td style="width: 25%;">地 目</td> <td style="width: 25%;">地 積</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">土地の所在</td> <td style="width: 25%;">地 番</td> <td style="width: 25%;">地 目</td> <td style="width: 25%;">地 積</td> <td style="width: 25%;">床 面 積</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>(注) 表示の内容については、いずれも<u>登記簿の記載</u>に合わせて記載する。</p>	土地の所在	地 番	地 目	地 積				m <sup>2</sup>	土地の所在	地 番	地 目	地 積	床 面 積					m <sup>2</sup>	<p>[不動産の表示]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">土地の所在</td> <td style="width: 25%;">地 番</td> <td style="width: 25%;">地 目</td> <td style="width: 25%;">地 積</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">建物の所在</td> <td style="width: 25%;">家屋番号</td> <td style="width: 25%;">種 類</td> <td style="width: 25%;">構 造</td> <td style="width: 25%;">床 面 積</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>(注) 表示の内容については、いずれも<u>登記記録に記録されている事項</u>に合わせて記載する。</p>	土地の所在	地 番	地 目	地 積				m <sup>2</sup>	建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積					m <sup>2</sup>
土地の所在	地 番	地 目	地 積																																		
			m <sup>2</sup>																																		
土地の所在	地 番	地 目	地 積	床 面 積																																	
				m <sup>2</sup>																																	
土地の所在	地 番	地 目	地 積																																		
			m <sup>2</sup>																																		
建物の所在	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積																																	
				m <sup>2</sup>																																	

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(別紙様式VI-16) (投資法人) (国税) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">証明申請書 年 月 日</p> <p>〇〇財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 商 号(投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第83条の3第3項</u>の規定の適用を受けたいので、<u>租税特別措置法施行規則第31条の6第3項</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約(写) ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</p> <p>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書(直近期) ：租税特別措置法第83条の3第3項第2号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書(直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-14により作成のうえ添付すること。)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、<u>租税特別措置法</u>(以下「法」という。) <u>第83条の3第3項第1号イ、ロ及びニ</u>に掲げる要件を満たす投資法人である。</p> <p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の3第3項</u>に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は以下のとおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の (2) 同号ロに該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p>	<p>(別紙様式VI-16) (投資法人) (登録免許税) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">証明申請書 年 月 日</p> <p>〇〇財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 商 号(投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、<u>租税特別措置法第83条の2第3項</u>の規定の適用を受けたいので、<u>租税特別措置法施行規則第31条の5第3項</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約(写) ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：<u>別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合は、倉庫以外の床面積を証する書面(別紙様式VI-13の2により作成されたものに限る。)</u> ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書(直近期) ：<u>租税特別措置法第83条の2第3項第2号ロ</u>に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-14により作成のうえ添付すること。)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、<u>租税特別措置法</u>(以下「法」という。) <u>第83条の2第3項第1号イ、ロ及びニ</u>に掲げる要件を満たす投資法人である。</p> <p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、<u>法第83条の2第3項</u>に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、<u>以下の</u>とおりである。</p> <p>(1) 同号イに該当する割合 100分の (2) 同号ロに該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新																																								
<p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第3項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>(新設)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○○財務(支)局長 ○○ ○○</p>	<p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2第3項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>4. 別紙記載の建物における倉庫以外の部分が占める床面積の割合は、分の である。 (別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載のある場合に限り記載するものとし、倉庫と記載のない場合にあつては、4を記載しないものとする。)</p> <p>以上のとおり証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">○○財務(支)局長 ○○ ○○</p>																																								
(別紙)	(別紙)																																								
<p>[不動産の表示]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">土地の所在</th> <th style="width:15%;">地番</th> <th style="width:15%;">地目</th> <th style="width:15%;">地積</th> <th style="width:15%;">積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">土地の所在</th> <th style="width:15%;">地番</th> <th style="width:15%;">地目</th> <th style="width:15%;">地積</th> <th style="width:15%;">床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 表示の内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。</p>	土地の所在	地番	地目	地積	積					m <sup>2</sup>	土地の所在	地番	地目	地積	床面積					m <sup>2</sup>	<p>[不動産の表示]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">土地の所在</th> <th style="width:15%;">地番</th> <th style="width:15%;">地目</th> <th style="width:15%;">地積</th> <th style="width:15%;">積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">建物の所在</th> <th style="width:15%;">家屋番号</th> <th style="width:15%;">種類</th> <th style="width:15%;">構造</th> <th style="width:15%;">床面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 表示の内容については、いずれも登記記録に登録されている事項に合わせて記載する。</p>	土地の所在	地番	地目	地積	積					m <sup>2</sup>	建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積					m <sup>2</sup>
土地の所在	地番	地目	地積	積																																					
				m <sup>2</sup>																																					
土地の所在	地番	地目	地積	床面積																																					
				m <sup>2</sup>																																					
土地の所在	地番	地目	地積	積																																					
				m <sup>2</sup>																																					
建物の所在	家屋番号	種類	構造	床面積																																					
				m <sup>2</sup>																																					

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>(別紙様式VI-17) (投資法人) (地方税) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">証明申請書 年 月 日</p> <p>〇〇財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号(投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p> <p>申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第13項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第14項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約(写) ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書(直近期) ：地方税法施行令附則第7条第14項第4号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-14により作成のうえ添付すること。)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 本件については、申請者が地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条第14項第1号及び第3号に掲げる要件を満たすものを取得したことによるものである。</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第14項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。 (1) 同号イに該当する割合 100分の (2) 同号ロに該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p>	<p>(別紙様式VI-17) (投資法人) (不動産取得税) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: right;">証明申請書 年 月 日</p> <p>〇〇財務(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 商 号(投資法人名) 執行役員 (氏 名) 印</p> <p>申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第9項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第11項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約(写) ：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの) ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書(直近期) ：地方税法施行令附則第7条第11項第4号ロに該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-14により作成のうえ添付すること。)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 本件については、申請者が地方税法施行令附則(以下「令附則」という。)第7条第11項第1号及び第3号に掲げる要件を満たすものを取得したことによるものである。</p> <p>2. 当該不動産の取得について、令附則第7条第11項第4号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりであり、同号の要件を満たすものである。 (1) 同号イに該当する割合 100分の (2) 同号ロに該当する割合 100分の 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>以上のとおり証明する。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新																																						
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 〇〇 〇〇</p>	<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 〇〇 〇〇</p>																																						
(別紙)	(別紙)																																						
<p>[不動産の表示]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地の所在</td> <td style="width: 15%;">地</td> <td style="width: 15%;">番</td> <td style="width: 15%;">地</td> <td style="width: 15%;">目</td> <td style="width: 15%;">地</td> <td style="width: 10%;">積</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	土地の所在	地	番	地	目	地	積							m <sup>2</sup>	<p>[不動産の表示]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地の所在</td> <td style="width: 15%;">地</td> <td style="width: 15%;">番</td> <td style="width: 15%;">地</td> <td style="width: 15%;">目</td> <td style="width: 15%;">地</td> <td style="width: 10%;">積</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	土地の所在	地	番	地	目	地	積							m <sup>2</sup>										
土地の所在	地	番	地	目	地	積																																	
						m <sup>2</sup>																																	
土地の所在	地	番	地	目	地	積																																	
						m <sup>2</sup>																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">土地の所在</td> <td style="width: 15%;">地</td> <td style="width: 15%;">番</td> <td style="width: 15%;">地</td> <td style="width: 15%;">目</td> <td style="width: 15%;">地</td> <td style="width: 10%;">積</td> <td style="width: 10%;">床</td> <td style="width: 10%;">面</td> <td style="width: 10%;">積</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	土地の所在	地	番	地	目	地	積	床	面	積										m <sup>2</sup>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">建物の所在</td> <td style="width: 15%;">家屋番号</td> <td style="width: 15%;">種</td> <td style="width: 15%;">類</td> <td style="width: 15%;">構</td> <td style="width: 15%;">造</td> <td style="width: 10%;">床</td> <td style="width: 10%;">面</td> <td style="width: 10%;">積</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">m<sup>2</sup></td> </tr> </table>	建物の所在	家屋番号	種	類	構	造	床	面	積									m <sup>2</sup>
土地の所在	地	番	地	目	地	積	床	面	積																														
									m <sup>2</sup>																														
建物の所在	家屋番号	種	類	構	造	床	面	積																															
								m <sup>2</sup>																															
(注) 表示の内容については、いずれも <u>登記簿の記載</u> に合わせて記載する。	(注) 表示の内容については、いずれも <u>登記記録に記録されている事項</u> に合わせて記載する。																																						